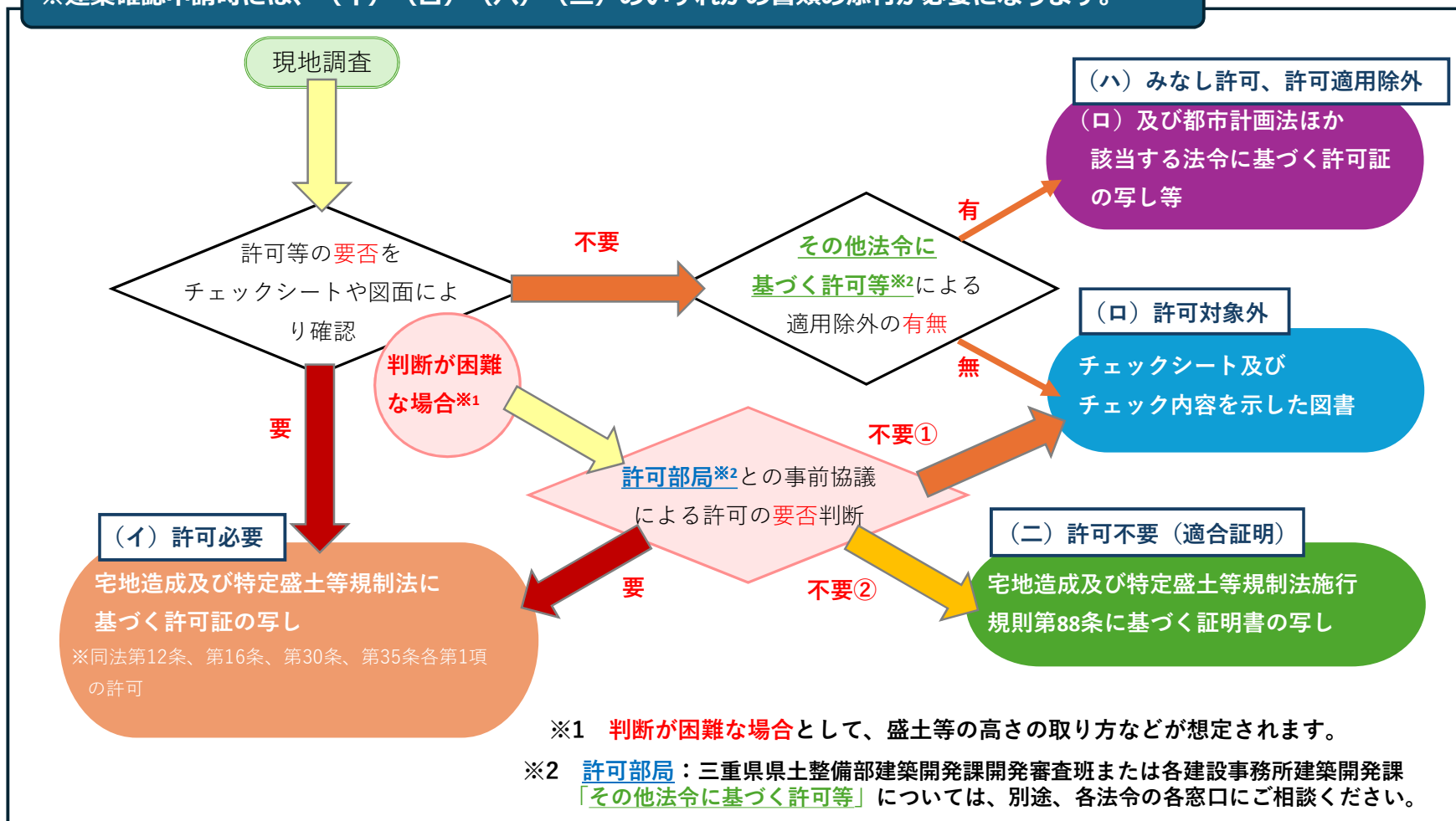


○建築確認申請における建築基準関係規定としての「宅地造成及び特定盛土等規制法」の確認フロー

※建築確認申請時には、(イ) (ロ) (ハ) (二) のいずれかの書類の添付が必要になります。



※計画に変更が出てきた際は、各種法令に基づく変更許可等の写しを随時提出してください。

※補足:許可等が不要でも高さ2mを超える擁壁が計画される場合は、別途、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要になります。